

社会福祉法人千代田区社会福祉協議会

役員等の費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人千代田区社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員等に対する費用弁償の額並びにその支給方法について定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 前条に規定する役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) 各委員会委員
- (5) その他会長が必要と認めた者

(費用弁償額)

第3条 役員等が、本会が開催する会議等に出席した時、費用弁償として1回につき5千円以内を支給する。その額は事務局長が決定する。

2 前項の規定にかかわらず、常勤の役員、区の常勤職員及び本会事務局職員に対しては費用の弁償は行なわない。

(旅費の支給)

第4条 役員等がその職務のため出張した時はその旅費を支給する。旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料の七種とし、その額は、本会事務局長相当額とする。

2 旅費の支給方法については、本会「職員旅費規程」に定められている例による。

(委 任)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定め、評議員会で決議する。

付 則

1 この規程は、平成5年6月22日から施行する。

付 則

1 平成10年4月30日 一部改正

付 則

1 平成15年4月1日 一部改正

付 則

1 平成22年4月1日 一部改正

付 則

1 平成28年12月27日 一部改正 平成29年4月1日施行